

裏面白紙

昭和二十四年十二月二十八日、公共企業体仲裁委員会が、全専売労働組合の申請にかかる賃銀ベース改訂の問題に関して下した裁定は、その後日本専売公社の経理状況を検討した結果、最近に至り、人件費に相当の剰余を生じ、日本専売公社総裁限りで裁定第一項による金額の全部を支出し得る見込がつくに至つたので、さきに公共企業体労働関係法第十條第二項の規定に基き国会に付議した議案を撤回する必要がある。よつて別紙撤回の承認を求め、議案を添えて、閣議を求めらる。

昭和二十五年三月二十日

大蔵大臣 池田 勇 人

内閣総理大臣 吉田 茂 殿



昭和二十五年三月二十日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

本年一月七日提出した公共企業体労働関係法第十六條第二項の期定に  
基き、国会の議決を求めたる件を撤回いたしたので国会法第五十九條に  
よつて貴院の承諾を得たい。

裏面白紙



昨年十二月二十八日公共企業体仲裁委員会  
の裁定に係る所謂専売裁定については、政府  
において、当時専売公社の経理状況等を慎重  
に検討した結果、公労法第十六條一項に該当  
するものとし、一月七日国会の議決を求めた  
のであるが、最近に至り人件費に相当剰余と  
の生じ専売公社総裁限りを以て前記裁定を一  
の金額の全部を支出し得る見込がつかない  
たので、この際政府は公共企業体労働関係法  
の十六條一項の撤廃を規定に基き、国会の議決  
を求め、専売公社の経理事情の推移に即し、  
公労法に基き、裁定を忠実に実行しようとする  
ものであつて、この際政府は給与に関する一

て、般的方針並に昭和二十五年年度豫算案につ  
いて何等変更を加へるつもりはない。